

(参考) 遅延損害金の計算 (例) について

【計算式】

滞納共済掛金×法定利率×遅延日数÷365日＝遅延損害金額

【遅延日数】

納期限の翌日から納付の日までの日数

【法定利率】

滞納共済掛金の納付日時点の民法第404条及び第419条第1項の規定による割合
→年3% (令和4年4月1日時点)

【計算上の注意点】

- ※①月額共済掛金が2,000円未満の場合は遅延損害金が発生しません。
→計算例(1)を御参照ください。
- ※②月額滞納共済掛金に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てます。
→計算例(3)、(4)を御参照ください。
- ※③算出した遅延損害金額に100円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てます。
→計算例(4)を御参照ください。
- ※④算出した遅延損害金額が1,000円未満である場合は、その全額を切り捨てます。
→計算例(2)、(3)を御参照ください。
- ※⑤遅延損害金の年あたりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合となります。
→計算例(4)を御参照ください。

【計算例】

- (1) 会員数3人 (共済掛金月額500円×3人＝1,500円) の事業所が滞納した場合
→月額共済掛金が2,000円未満のため、遅延損害金は発生しません。…※①
- (2) 会員数4人 (共済掛金月額500円×4人＝2,000円) の事業所が令和2年度3月分 (納期限: 令和3年3月31日) の共済掛金の全額を滞納し、令和5年3月31日に納付があった場合

・遅延日数

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）：365日

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）：365日

= 365日 + 365日 = 730日

・遅延損害金額

2,000円（滞納額）×3%（法定利率）×730日（遅延日数）÷365日

= 120円 → 0円

→遅延損害金は1,000円未満のため、全額切り捨てとなり0円です。…※④

(3) 会員数25人（共済掛金月額500円×25人=12,500円）の事業所が令和2年度3月分（納期限：令和3年3月31日）の共済掛金の全額を滞納し、令和5年3月31日に納付があった場合

・遅延日数

(2)と同様に730日

・遅延損害金額

滞納額12,500円は、1,000円未満端数切り捨てとなり12,000円で計算を行います。…※②

12,000円（滞納額）×3%（法定利率）×730日（遅延日数）÷365日

= 720円 → 0円

→遅延損害金は1,000円未満のため、全額切り捨てとなり0円です。…※④

(4) 会員数25人（共済掛金月額500円×25人=12,500円）の事業所が令和2年度3月分（納期限：令和3年3月31日）の共済掛金の全額を滞納し、令和6年3月31日に納付があった場合

・遅延日数

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）：365日

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）：365日

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）：366日（閏年）

= 365日 + 365日 + 366日 = 1,096日

・遅延損害金額

滞納額12,500円は、1,000円未満端数切り捨てとなり12,000円で計算を行います。…※②

12,000円（滞納額）×3%（法定利率）×1,096日（遅延日数）

÷365日…※⑤ = 1,080円 → 1,000円

→遅延損害金は100円未満端数切り捨てとなり1,000円です。…※③